

Netpress

SMB C経営懇話会

TEL:フリーダイヤル 0120-7109-49

FAX:(03)5211-6394

URL:http://www.smbc-consulting.co.jp

- 労務シリーズ -

社有車・マイカー使用の扱い

嘉瀬特定社会保険事務所 特定社会保険労務士 嘉瀬 陽介

(メンターネットワーク会員)

- ・社員が社有車で事故を起こした場合、私的な利用であっても会社に責任が生じる場合があります。
- ・マイカー通勤は許可制にし、マイカーの業務使用は極力禁止するようにしましょう。
- ・マイカーを業務に使用せざるを得ない場合、会社の費用負担を明確にしておきましょう。

Q

数人の社員が時々、社有車に乗って帰宅しているようです。仮にその途中で事故を起こした場合、会社にも責任が及ぶのでしょうか？

A. 社有車で事故を起こした場合、業務中の事故であろうと、私用中の事故であろうと、会社は責任を負うことになります。

社員が社有車で起こした事故については、会社はその所有者として責任を負うことになります。業務中の事故はもちろん、私用中の事故に関しても責任が生じる場合があります。会社は、このリスクを回避・軽減するために、「社有車取扱規程」のような規程を作成し、社有車の利用を管理・統制する必要があります。では、「社有車取扱規程」には、どのようなことを定めておけばよいのでしょうか。おおよそ、次のようなポイントが挙げられます。

1. 車両管理責任者を選任し、その者に社有車のキーを管理させるようにしましょう。そして、社員が社有車を使用するときには車両管理責任者の許可を要件とし、この者に運行記録を提出させたり、社有車に不具合を発見した場合に報告させたりするようにしましょう。
2. 就業時間外及び業務外の使用に関しては、原則的に禁止しましょう。
3. 社有車の整備・点検の運用について規定しておきましょう。
4. 社員の安全運転義務について規定しておきましょう。
5. 万が一事故を起こしてしまった場合の対応の仕方について規定しておきましょう。

また、どうしても社有車を私的に使用させる必要がある場合は、許可制にすることはもちろん、次のような安全運転を行う旨の誓約書を書かせれば、社員の交通安全に対する意識が高まる効果もあります。

誓約書

株式会社

代表取締役 × × × 殿

営業部 鈴木 太郎

このたびの社有車の運転につきましては、社有車管理規程及び交通法規を遵守し、安全運転を心がけ、事故防止に努めることをお約束いたします。尚、社有車管理規程及び交通法規に違反して会社に損害を与えたときには、その損害について賠償を求められても依存ありません。

(次頁に続く)



当社は最寄り駅からバスで30分ほどのところにあります。また、近くには渋滞の名所もあり、社員からはマイカー通勤を認めるよう要望されています。会社としては、これを認める方向で考えているのですが、問題ありませんか。

A. マイカー通勤規程を作成し、交通事故の抑制を図るよう努めましょう。

会社が社員のマイカー通勤を許可する場合、「マイカー通勤規程」を作成しておくことが重要です。「マイカー通勤規程」を作成するに当たってのポイントは次のような点です。

1. マイカーの業務使用禁止を徹底しましょう。

マイカーを業務で使用させると、このマイカーに対して会社にも責任が生じることがあります。判例では、社員が業務で使用しているマイカーを、休日に私用で利用し、その間に事故を起こした場合であっても、会社に責任が発生する場合があります。このような事態を避けるため、通勤に使用するマイカーを業務に使用しないよう徹底する必要があります。

2. マイカー通勤の許可条件を定めましょう。

通勤の際にマイカーを使う必要性、申請者の運転技術、車種などの条件を明確に定め、基準に合致した申請者だけにマイカー通勤を許可し、許可証を発行するようにしましょう。同時に、マイカー通勤許可の取消基準も定めておきましょう。

3. 加入すべき保険について明確にしましょう。

社員が通勤途中で事故を起こしてしまった場合、このマイカーが無保険だったとしたら、会社も、その管理能力を問われることになりかねません。例えば、「通勤に使用するマイカーは、対人無制限、対物500万円、搭乗者障害1,000万円以上の保険に加入していること」のように、通勤に使用する社員が加入しておかなければならない自動車保険の最低基準を明確にしておく必要があります。

4. 交通ルールの遵守、安全教育の徹底を図りましょう。

体調が悪いときには乗らない、飲酒運転は絶対にしない等、交通ルールの遵守を規程に掲げます。また、会社が率先して社員に交通安全教育を行うよう努めます。

会社が社員のマイカー通勤を認める場合、規定を作成するだけでは十分な対処とはいえません。例えば1年ごとの許可制にすることにより、定期的に自動車の状態及び社員の運転技術等のチェックを行うようにしましょう。



当社は社用車の台数が少なく、社員のマイカーを業務に借り受けしようと思っています。何か気をつけなければならない点がありますか。

A. マイカーを業務に使用させる場合には、会社の費用負担について明確にしておく必要があります。

社員の自家用車を業務に使用することは、会社もそのリスクを背負うということになります。また、本来社員の所有物である自動車を業務に使うこととなりますから、業務使用と私用の区別が曖昧になることにもなります。社員所有の自動車とはいえ、これを業務に使用させるのであれば、会社として、この自動車に無関心でいることは許されません。「マイカー借上規程」のようなものを作成し、マイカーを管理する体制を構築する必要があります。

1. 運転報告書を提出させ、会社の費用負担について明確にします。

社員の自動車を業務に使うと、業務で走行した距離と私用で走行した距離の区分が不明確になりがちです。社員に運転報告書を提出させることにより、会社として、社員が業務でマイカーを使用した目的や走行距離を管理するようにしましょう。例えば、ガソリン代やマイカーの借上料について会社なりの基準を設け、明確にしておく必要があります。

2. 会社の免責事項について規定します。

これは「社有車取扱規程」や「マイカー通勤規程」にも共通することですが、社員の交通違反等により法定の罰金、科料または反則金を支払わなければならないときは、その全額を運転者の負担とする旨を規定しておく必要があります。交通事故時の車両の修理代や補償の負担についても明確にしておく必要があります。